

諮問日：平成29年2月23日（平成28年度（情）諮問第23号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（情）答申第4号）

件名：名古屋高等裁判所がマスコミに提供した特定事件の判決要旨の不開示判断  
（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

名古屋高等裁判所がマスコミに提供した特定事件の判決要旨（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が平成29年1月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所事務総局広報課が作成した広報ハンドブックによれば、裁判所の広報としてオフレコは原則として用いないことにしており、取材源の秘匿が問題になることはない。また、広報ハンドブックには、裁判所が報道機関に対して判決要旨を提供する可能性があること及び判決要旨が司法行政文書の開示の対象になり得ることが記載されている。しかも、判決言渡し直後に判決要旨が新聞等に掲載された場合、裁判所から報道機関に対して判決要旨が提供されたことは、一般人でも容易に知り得る。

したがって、一般論として、報道機関に対する判決要旨の提供の有無は、不開示情報に該当しない。

2 本件開示申出文書が存在することは、特定事件の被告人及び弁護人によって公表されており、報道機関によっても報道されている。

また、本件開示申出文書の存在が開示されることによって、報道機関の業務に具体的にどのような影響を与えるかについて、最高裁判所は全く説明することができていない。

したがって、本件開示申出文書の存在は、不開示情報に該当しない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 原判断は、本件開示申出文書について、公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるので、文書の存否を答えることができないとして、不開示としたものである。

2 報道機関に判決要旨が交付されていることは、一部の者の間では知られているが、具体的にどの事件で判決要旨が作成されているかまでは、通常は外部の者には知り得ない。一部の報道機関において本件申出に係る判決要旨が交付された旨を報道されたことがあるとしても、報道機関は、通常、判決要旨の交付を受けていることを基本的に公にせずに取材活動を行うものである。

そして、判決要旨の作成は、報道機関からの申請を受けて対応するのが一般的であるところ、この判決要旨の交付申請は、報道機関の取材活動そのものである。当該申請が個別の記者の独自の取材活動の一環として行われた場合はもとより、幹事社を経由しての司法記者クラブ全体からの申請で行われた場合であっても、判決要旨が作成されたことが公開され、報道機関の取材活動の存在、内容が推知されてしまうことは、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損なうおそれがあり、ひいては、裁判報道に係る広報事務の遂行を困難にする可能性が高い。

したがって、本件開示申出文書について、公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるので、文書の存否を答えることができないとして、不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月6日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年4月21日 審議
- ⑤ 同年5月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断は、本件開示申出文書について、公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるので、文書の存否を答えることができないとして、不開示としたものであるところ、最高裁判所事務総長の説明は、原判断は相当であるというものである。
- 2 そこで、最高裁判所事務総長の上記説明について検討すると、報道機関は基本的に具体的な取材活動の内容を明らかにしないと考えられることからすれば、報道機関に対する判決要旨の交付は、通常、報道機関からの要請を受けて行われるものであり、判決要旨の交付を要請し、交付を受けることも報道機関の取材活動であるから、報道機関は、通常、判決要旨の交付を受けていることを基本的に公にせず取材活動を行うものであるという上記説明の内容は、不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、本件申出に係る特定事件について判決要旨が作成されたことは当該事件の被告人等によって公表されているなどと主張する。しかし、本件申出に係る特定事件については苦情申出人の主張する事情があるとしても、裁判所によって個別の事件について判決要旨が交付された事実が明らかにされたとは認めすることはできない。そして、上記のとおり報道機関は判決要旨の交付を受けていることを基本的に公にせず取材活動を行うものであることからすれば、一般人において個別の事案について判決要旨が交付され

たことを知り得ると認めることはできない。

そうすると、本件のような申出について、存否を明らかにして開示・不開示の判断がされることを通じて、個別の事件について報道機関に対する判決要旨の交付・不交付の事実が公になり、報道機関における取材活動の存在や内容が推知されることとなれば、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、裁判所における円滑な広報事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるのが相当である。

したがって、本件開示申出文書について、公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるので、取扱要綱記第5の定めにより、その存否を明らかにしないで、不開示とすべきものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書について、その存否を答えるだけで、公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人